

視覚障害者等に配慮した取組みに関する調査結果のポイント (平成 22 年 4 月末)

1. 視覚障害者対応 A T M の設置率

業態	設置率	増加率	
		前回調査 (平成 21 年 9 月末)	調査開始時点 (注)
都市銀行	約 59%	+ 約 3% P	+ 約 44% P
地方銀行	約 40%	+ 約 2% P	+ 約 32% P
第二地方銀行	約 26%	+ 約 2% P	+ 約 22% P
信用金庫	約 56%	+ 約 2% P	+ 約 23% P
信用組合	約 43%	+ 約 3% P	+ 約 27% P

(注) 調査開始時点は、銀行は平成 16 年 5 月、信用金庫・信用組合は平成 18 年 11 月。

2. 目や手が不自由な方への代筆に関する内部規定の整備状況

(1) 預金取引

業態	内規		内規中、複数職員による関与の規定	
	整備率	前回調査からの 増減率 (数)	整備率	前回調査からの 増減率 (数)
都市銀行等	100%		100%	
地域銀行	約 93%	▲約 1% P (▲2 行)	約 94%	+ 約 1% P (▲1 行)
協同組織金融機関	約 49%	+ 約 1% P (+1 機関)	約 89%	+ 約 2% P (+4 機関)

【参考】地域銀行の内規整備行数が 2 行減少しているのは、合併に伴って減少したものであり、内規整備行は実質的には減少していない（びわこ銀行、茨城銀行）。

(2) 与信取引

業態	内規		内規中、複数職員による関与の規定	
	整備率	前回調査からの 増減率 (数)	整備率	前回調査からの 増減率 (数)
都市銀行等	80%	— (—)	100%	
地域銀行	約 34%	+ 約 3% P (+2 行)	約 89%	▲約 5% P (—)
協同組織金融機関	約 14%	— (—)	約 65%	— (—)

(注 1) 都市銀行等は、都銀 4 行にゆうちょ銀行を含む。

(注 2) 「内規」欄は、代筆に関する内規が「有」と回答した金融機関。

(注 3) 「内規中、複数職員による関与の規定」欄は、代筆に関する内規が「有」と回答した金融機関のうち、複数の職員が関与するとされていると回答した金融機関。

※ 代筆に関する内規がない金融機関であっても、預金取引・与信取引ともに、太宗が運用において認めている。

(以 上)